

おれんじニュース

令和2年9月

No. 73



税制改正特集
P.6



青年部会の災害ボランティア活動
於 八代市坂本町



よき経営者をめざすものの団体

公益社団法人 **八代地方法人会**



八代市松江城町6-6
八代商工会館内
TEL 0965-32-1393

<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/yatsushiro/>



ごあいさつ

会長 梶尾 博

この度の「令和2年7月豪雨災害」被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

7月初めの河川氾濫より2か月が経過しましたが、皆様の一日も早い復旧、復興を心よりお祈りいたします。

さて、会員の皆様には日頃より八代地方法人会の活動に対しまして、深いご理解とご協力を賜り誠に有難うございます。厚く御礼申し上げます。

去る6月10日に開催致しました公益社団法人として第8回（通算40回）の通常総会は新型コロナウイルスの感染拡大を配慮して規模を縮小しての静かな環境での開催となりましたが、皆様のご協力により無事終了する事が出来ました。改めて御礼申し上げます。

公益社団法人としてスタートして、8年目に入りました。今年度も会員の皆様そして、青年部会、女性部会と共に活力ある法人会を目指して事業活動に邁進して行く所存でございます。今回の水害に見舞われた事業所等に対して青年部を中心に「災害ボランティア活動」を実施中です。事業として税知識の普及を目的とした会員向けの各種税務研修会、税制改正説明会、経営セミナー、新設法人説明会等、また納税意識の高揚を目的とした事業として、青年部会や女性部会が中心となって展開しております小学生を対象とした税ウォッチング、Zei税ウォーキング、税金クイズ、絵はがきコンクール、租税教室、税に関する作品（作文、ポスター、習字）の表彰等、また地域社会への貢献を目的とする事業としては、献血キャンペーン、公開講演会の開催、地域イベントへの参加、小中学校への学用品や備品などの寄贈を行なっております。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大を視野に入れての事業の中止、延期を余儀なくされております。まだまだ厳しい経済状況ではありますが、税務ご当局や税理士会の方々のご指導ご協力を賜り、更に福利厚生制度の保険受託3社のご支援をいただきながら会員の皆様のお役に立つ法人会活動を心掛けて行きたいと考えております。

そして今後も「税のオピニオンリーダー」として、税知識の普及を通じ、納税意識の向上を図り、地域の発展と活力ある法人会を目指して、組織基盤の整備充実、企業経営の健全化及び、発展向上に資するための研修活動の充実を図り、事業の公益性と社会貢献度を高め、公益社団法人として社会的使命を果たすという法人会の基本スローガンを遵守して参りたいと考えておりますので、会員の皆様のご支援、ご協力を宜しくお願い致します。

最後になりましたが、会員企業の益々のご繁栄と皆様のご健勝、ご多幸をお祈り申し上げます。

令和2年度 第40回通常総会

公益社団法人八代地方法人会の通常総会を、令和2年6月10日(木)八代ホワイトパレスにおいて、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言を踏まえ、税務当局をはじめ、県・市の税務行政、税務関係団体、受託会社の来賓の皆様には出席をご遠慮いただき、交流会を中止し、規模を縮小して会員18名の出席で開催した。



通常総会は、梶尾博会長の挨拶に始まり、定款第14条の規定により梶尾博会長が議長となり、議案審議がなされた。審議に先立ち議事録署名人の選任が行われ、藤井啓一氏と高見治氏の両氏が選任された。

第1号議案「平成31年度（令和元年度）事業報告の件」及び第2号議案「平成31年度（令和元年度）収支決算報告承認の件」を上程し、事務局より説明があり、引き続き監事の坂口浩昭氏による監査報告が行われた。

各議案はそれぞれ裁決が行われ、いずれも原案通り満場一致で承認され、審議終了した。

なお「令和2年度事業計画及び収支予算について」理事会承認事項として承認されたことを報告した。

令和2年度主要事業紹介

- ・税務等の研修会……新規法人や法人企業に対し、正しい決算・税制・税務を理解して頂くための研修会。
- ・租税教室……他団体と協力し学校で租税教育DVD等を活用、税の役割や必要性を解説する教室。
- ・税ウォッチング……小学校高学年を対象に税務署で税に関する学習、合わせて公共施設見学等、税金の大切さを学ぶ事業。
- ・税制改正要望……税制改正要望を、関係機関に直接出向き提言書を渡す活動。
- ・簿記講座……地域中小企業の健全経営支援を目的に、実務研修を開催。
- ・献血運動……八代・水保両市で献血推進協議会と協力しながら活動。
- ・講演会……「税を考える週間」行事の一環として、広く一般市民にも来場を呼び掛け、広い分野で専門家を講師に招き開催2会場で実施。



インタビュー



今回着任されたばかりの八代税務署署長
土肥浩一さんを訪問した。

まずは、令和2年7月豪雨により被災された皆様には、現在も大変な御苦勞、御心痛があることをお察しし、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興をお祈りいたします。

なお、豪雨災害及び新型コロナウイルス感染症の影響により、申告や納付が困難な方々の負担軽減を図ることができるよう、皆様の实情に十分に耳を傾けて、迅速かつ丁寧に対応していますので、状況が落ち着きましたら税務署へご相談ください。

1 前任地はどちらでしょうか

熊本国税局の個人課税課長です。令和元年分の所得税等の確定申告は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、申告期間が約2か月に及びましたが、その間、職員及び納税者の皆様の感染防止対策には神経を使いましたし、また、税務署の申告会場に来署されなくても確定申告を行うことができるe-TaxのPR（特にスマホ申告）には重点を置きましたが、今後も申告等の際は、「3密」回避のために「電子申告」と「電子納税（ダイレクト納付等）」を御利用ください。

2 ご出身は（職歴、印象に残った仕事等）

球磨郡あさぎり町（旧岡原）出身の57歳で、7つの税務署で18年、国税局・審判所で19年勤務し、主に所得税等調査事務及び総務事務に従事してきました。近年は、東京国税不服審判所・国税副審判官（平25～26）、熊本西署・副署長（平27）、熊本東署・副署長（平28）、熊本国税局・企画課長（平29）、大隅署長（平30）、熊本国税局・個人課税課長（令元）と、ほぼ毎年のように転勤を繰り返していますが、特に、東京審判所では、国税の不服申立て事案について、第三者的立場で審理し結論を出す過程で、外部登用された裁判官・検事出身者や民間の専門家（弁護士、税理士、公認会計士等）と真剣に議論したことや、副署長の時に発生した熊本地震への対応が困難を極めたことなど、精神的な苦勞が多かったせいか深く印象に残っています。

3 趣味や特技といったものは

最近では、健康管理のためのウォーキング、キャンプ、長時間の通勤での読書（ジャンルはバラバラ）くらいです。キャンプは20数年前からやっています（もちろん料理も自分でやります）が、最近は人気レジャーとなり、やや賑やか過ぎますので、静かで焚火をゆっくり



り眺めて過ごせるキャンプ場をご紹介します。

4 好きな食べ物は、お酒は

食べ物の好き嫌いはなく、よく食べ、よく飲みますが、最近は健康管理に留意し、野菜や魚を主体に量は控えめにしています。柑橘系の果物は大好物です。

5 八代の感想はいかがですか

子供の頃から管内の市町へはよく行き来しており、八代と言えば紅白の煙突と強烈な臭い製紙工場が印象的でしたが、今は臭いは感じませんね！

6 税務職員として心掛けていることは

常に「基本」を意識することです。

国税組織の基本は、課せられた「使命」である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ために、「内国税の適正かつ公平な賦課・徴収の実現」をいう「任務」を透明性と効率性に配慮しながら遂行することにあります。

また、国税庁開庁式（昭24）での挨拶の言葉、「正直者には、尊敬の的、悪徳者には畏怖の的」（ハロルド・モス：税務の世界では比較的有名な言葉）を意識し、常に真摯に適正・公平な姿勢を貫きたいと思っています。

7 人生哲学は

好きな言葉は、「為せば成る 為さねば成らぬ何事も 成らぬは人の為さぬなりけり」（上杉鷹山）です。どんなことでも強い意志を持ってやり続ければ、必ず成就すると信じて、これまで国税部内での各種の新規施策などに取り組んできました。言い訳はしたくないからです。～。

8 法人会、青年部会、女性部会に期待されることは

事業経営を取り巻く環境は、働き方改革やIT技術への対応、新型コロナ対応、熊本地震や熊本豪雨災害からの復興への対応のほか、次世代への円滑な事業承継（事業承継税制の活用等）なども重要な課題であると認識しています。加えて、令和5年10月から導入予定の消費税のいわゆるインボイス制度の導入への的確な対応も必要となっています。

法人会の皆様には、これまでも税務行政のよき理解者として、各種活動に御協力いただいているところですが、今後とも税知識の普及活動に、なお一層のお力添えをお願いいたします。

9 いろいろな所に転勤されたと思いますが、お薦めのところは

熊本と東京以外の勤務は、宮崎県内2署（10年）、鹿児島県内3署（4年）で、特にお勧めは、種子島・屋久島です。2年間の勤務でしたが、鉄砲伝来（火縄銃）の歴史と宇宙科学（宇宙センター）が交錯する「種子島」、九州最高峰の宮之浦岳のある世界遺産の「屋久島」は、いずれも風光明媚な島で食べ物も美味しいですよ。海釣りやキャンプ、魚を捌くようにもなったのも、ここの勤務がきっかけです。

10 今、最も関心があることは

- ① 新型コロナウイルス感染症の拡大状況
- ② 「コロナ禍」の中での来年（令和2年分）の所得税等の確定申告における「平成2年7月豪雨」被災者への対応（雑損控除等）
- ③ 若手職員の育成（署員44人中、平成生まれが15人と急速に世代交代が進行）

税制改革のあらまし

令和2年度

I 法人税関係

1 オープンイノベーション促進税制の創設

企業が新たな分野に投資するなど事業革新を推進する手段のため、イノベーションの担い手であるベンチャー企業と協働する取り組みを税制の面から促すため、オープンイノベーション促進税制が創設されました。

【制度の概要】

事業会社が、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に、一定のベンチャー企業（産業競争力強化法に規定する新事業開拓事業者（※1））の株式を出資の払込み（中小事業者：1,000万円以上、大企業：1億円以上）により取得した場合には、その株式の取得価額の25%相当額の所得控除が認められます。ただし、各ベンチャー企業別に特別勘定として経理した金額が限度となります。

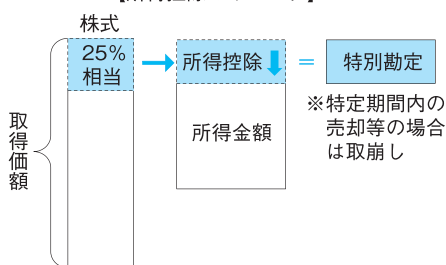
上記の適用を受けた事業会社が、当該株式を譲渡した場合や配当の支払いを受けた場合等には、特別勘定のうち対応する部分を取り崩し、益金に算入されます。ただし、特定期間（5年間）保有した株式については、この限りではありません。

なお、適用対象となる一定のベンチャー企業の株式は、オープンイノベーション性等の要件を満たすベンチャー企業に対する出資の払込みとして経済産業大臣が証明（※2）したものにより取得した株式となります。

※1 i) 大規模法人グループに属さないこと、ii) 株式会社であること、iii) 非上場・未登録会社であること、iv) 風俗営業を行っていないこと、v) 暴力団等ではないことの要件があります。

※2 出資後に企業から提出を受けた資料を、経済産業省において確認し、出資した年及び特定期間（5年間）、経済産業大臣が証明します。

【所得控除のイメージ】



【特別勘定を取り崩して、益金算入となる場合】

- ・ 経済産業大臣の確認（オープンイノベーション性等の基準に適合することの証明）が取り消された場合
 - ・ 株式の全部又は一部を有しなくなった場合
 - ・ 配当を受けた場合
 - ・ 発行会社が解散した場合
 - ・ 出資法人が解散した場合
- 等

適用時期

令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に一定のベンチャー企業の株式を出資の払込みにより取得した場合に適用されます。

2 交際費等の損金不算入制度の適用期限の延長等

交際費の損金不算入制度について、その適用期限が2年延長されるとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例対象法人に対して資本金による除外規定が設けられました。

【制度の概要】

法人が支出した交際費等（※）については、原則として損金不算入とされていますが、以下の特例が設けられています。

- ① 中小法人について、その支出した交際費等の額のうち定額控除限度額（800万円）までの損金算入ができる特例（下記②の特例と選択適用）
- ② 法人の支出した交際費等について、その支出した交際費等の額のうち接待飲食費の額の50%までを損金算入することができる特例（大法人も適用可）

※ 「交際費等」とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出をいいます。

【改正の内容】

- ①の特例については、適用期限が2年延長されました。
- ②の特例については、対象法人から資本金の額等が100億円を超える法人を除外した上、適用期限が2年延長されました。

適用時期

令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

3 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長等

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、適用要件の見直しを行った上で、適用期限が2年延長されました。

【制度の概要】

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例は、常時使用する従業員1,000人以下の中小企業者等が30万円未満の減価償却資産の取得等をして事業の用に供した場合、減価償却資産の取得価額の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）を認める制度です。

【改正の内容】

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の特例について以下の見直しを行った上、その適用期限が2年延長されました。

- ① 対象法人の要件のうち常時使用する従業員の数を500人以下（改正前：1,000人以下）に引き下げ
- ② 対象法人から連結法人を除外

適用時期

令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

4 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充・延長

企業の地方への寄附による地方創生の取組みへの積極的な関与を促すことにより、地方への資金の流れを飛躍的に高めるため、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、手続きの抜本的な簡素化・迅速化のほか、さらに寄附しやすくなるよう税額控除割合を3割から6割に引き上げた上、適用期限が5年延長されました。

【制度の概要】

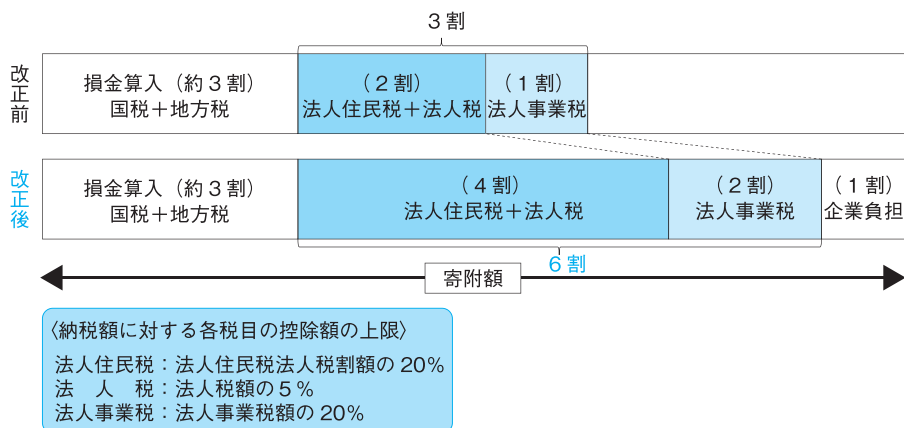
地方創生応援税制とは、国が認定した地方公共団体の地方創生事業に対し企業が寄附を行った場合、平成28年度から令和元年度までの間、損金算入措置（約3割）に上乗せして、寄附額の3割を税額控除できる制度です。

【改正の内容】

以下の拡充等の措置が講じられた上、適用期限が5年延長されました。

- ① 税額控除割合を6割（改正前：3割）に引き上げ
- ② 個別事業を認定する方式から包括的に事業を認定する方式に転換（認定手続を簡素化）
- ③ 寄附時期の制限を大幅に緩和（地域再生計画の認定後にも寄附の受領を可能とする）

【企業版ふるさと納税の拡充】



適用時期

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。